

和泉市ペット霊園の設置等に関する指導要綱を次のように定める。

令和4年7月14日

和泉市長 辻 宏 康

和泉市ペット霊園の設置等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ペット霊園の設置及び管理に関し、公衆衛生及び生活環境の保全の見地から必要な事項を定めることにより、周辺住民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 人に飼育されている犬、猫その他の動物（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第1項の獣畜を除く。）をいう。
- (2) ペット霊園 ペットの死骸を火葬する施設（以下「火葬施設」という。）、火葬した骨を埋蔵する施設（以下「墳墓」という。）若しくは納骨する施設（以下「納骨施設」という。）又はこれらの機能を併せ持つ施設をいう。
- (3) 事業者 ペット霊園を設置しようとする者をいう。
- (4) 事業区域 ペット霊園を設置する土地の区域をいう。
- (5) 周辺住民 事業区域の境界線からの距離が100メートル（火葬施設にあつては200メートル）以内の区域において、土地又は建築物の全部又は一部を所有し、又は占有する者をいう。

(事前協議)

第3条 事業者は、ペット霊園を設置しようとするときは、あらかじめ市長にペット霊園設置計画書（以下「計画書」という。）を提出し、協議を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による協議が成立した場合には、事業者に協議済書を交付する。

(標識の設置)

第4条 事業者は、前条の規定による協議が成立し次第、ペット霊園設置計画に関する標識を、事業区域内の道路に面した場所その他公衆の見やすい場所に30日間以上設置するものとする。

(周辺住民等への周知)

第5条 事業者は、第3条の規定による協議の成立後、周辺住民に対し、ペット霊園設置計画及び工事計画について説明及び協議を行うものとする。

2 事業者は、前項の規定による説明及び協議を行ったときは、その議事録、報告書等を市長に提出するものとする。

(ペット霊園の設置場所)

第6条 事業者は、学校、保育所、幼稚園、病院、診療所、老人福祉施設、障害者福祉施設その他市長が特に定めた施設又は住宅の敷地境界から100メートル(火葬施設にあつては200メートル)より離れた区域にペット霊園を設置するものとする。

2 事業者は、その所有する土地又は所有者の同意を得ている土地を事業区域とし、ペット霊園を設置するものとする。

(ペット霊園の構造設備)

第7条 ペット霊園の構造設備の要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の境界には、垣根等が設けられていること。
- (2) 墳墓の合計面積は、事業区域の面積の3分の1以下であること。
- (3) 個々の墳墓に接している通路が設けられていること。
- (4) ごみ集積施設及び給排水設備が設けられていること。
- (5) ペット霊園の出入口には、門扉が設けられていること。
- (6) 管理事務所が設けられていること。
- (7) 駐車場は、墳墓数の3パーセント以上の駐車台数を確保すること。
- (8) 墳墓は、死骸を土葬するものでないこと。
- (9) 納骨施設は、換気設備が設けられた独立した堅ろうな建物であること。
- (10) 火葬施設は、別表に掲げる基準に適合していること。

(管理)

第8条 事業者は、周辺の公衆衛生及び生活環境に配慮したペット霊園の維持管理を行うとともに、周辺住民からの苦情等には誠意を持って対応するものとする。

(変更の事前協議)

第9条 事業者は、第3条第1項の規定により協議した事業区域の面積、納骨施設等の規模、火葬施設の焼却能力、排出ガス処理方法等を変更しようとするときは、ペット霊園変更計画書を提出し、事前に市長と協議するものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による協議が成立した場合に準用する。

(届出)

第10条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届出するものとする。

- (1) ペット霊園設置工事が完了したとき。
- (2) 計画書に記載した事項又は第7条に規定するペット霊園の構造設備について、軽微な変更をしたとき。

(3) 施設の一部又は全部を廃止したとき。

(4) ペット霊園を譲り渡し、当該事業者の地位を承継したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令達の日から施行する。

別表 火葬施設の構造基準（第7条関係）

1	空気の取入口及び煙突の先端以外に火葬設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏 800 度以上の状態で、火葬することができるものであること。
2	燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
3	燃焼ガスの温度が外部から確認できる炉内温度計が設けられていること。
4	燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
5	助燃装置の燃料は、灯油又はガス燃料（天然ガス等）であること。
6	臭気対策として二次燃焼室が設けられていること。
7	集塵装置を設けること。
8	排ガス測定のための採取口を設けること。
9	移動式の火葬施設でないこと。